

テールゲートリフターの操作の業務にかかる特別教育のご案内

貨物自動車に設置されているテールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作の業務が、労働安全衛生法第 59 条第 3 項に基づく特別教育の対象となりました。

令和6年2月1日以降は、テールゲートリフターの操作の業務にかかる特別教育を受けた者でなければテールゲートリフターを使用した荷の積み卸し作業を行うことができなくなります。

【受講対象者】

テールゲートリフターの稼働スイッチの操作、荷のキャストストップ等々の操作、昇降板の開閉や格納など、テールゲートリフターを使用する業務を行う者が対象となります。

また、荷を積み卸すドライバーだけではなく、倉庫で貨物自動車に積み卸し作業を行う者も、できる限り受けることが望ましいとされています。

【受付・申込】

定員(40名)に達した場合は締め切ります。(定員オーバーの場合は、**以後の開催日が決定しましたら優先的にご連絡いたします。**)

申込書に記入の上、**FAX(087-816-1404)で送信**してください。受付後「受講票」と「振込用紙」を送付します。

【講習日・時／場所】

令和6年1月19日(火) 8時55分から16時20分 (学科4時間と実技2時間の6時間の1日コース)
 一般社団法人香川労働基準協会 労働基準会館 2階大会議室他 〒761-8031高松市郷東町436番地3

【受講料】

会 員 7,700円(税込) テキスト代別 957円(税込) 合計 8,657円(税込)

非会員 11,000円(税込) テキスト代別 957円(税込) 合計 11,957円(税込)

なお、キャンセルの場合は、土・日・祝日を除く 3 日前までに申し出た場合以外、**受講料は返還しませんのでご注意ください。**

【修了証】

全科目受講された方には、一般社団法人香川労働基準協会高松支部発行の「**修了証**」を交付いたします。

切り取り線

テールゲートリフターの操作の業務にかかる特別教育申込書

実施日	令和 6 年 1 月 19 日 (金)		受付番号	
フリガナ			会 員 別	会 員 ・ 非 会 員 要 ・ 不 要
受講者名			テキスト	
生年月日	昭和・平成	年 月	日生まれ	
現住所	〒		電話	
勤務先	名称			
	所在地			
	担当者 連絡先	(課 係) 電話	担当者 氏 名	

【送信先】 **FAX 送信番号 087-816-1404** 一般社団法人香川労働基準協会高松支部あて
 (お問い合わせ電話番号 087-816-1403)